

ハラスメント防止宣言

株式会社システムリサーチ
代表取締役社長 平山 宏

1. 職場におけるハラスメントは、労働者の個人としての尊厳を不当に傷つける社会的に許されない行為であるとともに、労働者の能力の有効な発揮を妨げ、また、会社にとっても職場秩序や業務の遂行を阻害し、社会的評価に影響を与える問題です。
2. 我が社は「ハラスメント防止規程」記載の下記ハラスメント行為を許しません。
 - (1) セクシュアル・ハラスメント
相手を不快にさせる言動で、行為者本人が意図すると否とにかかわらず、相手にとって不快な言動として受け止められる行為を行なうこと。
 - (2) パワー・ハラスメント
行為者本人が意図すると否とにかかわらず、職務上の地位または職場内の優位性を背景に、相手に精神的苦痛を与えること。
 - (3) マタニティ・ハラスメント
妊娠や出産を控えた者又は経験者に対して行われる嫌がらせや、妊娠・出産・育児などを理由とした不利益な扱いをすること。
 - (4) その他ハラスメント
相手に対して、個人的属性等を理由に不適切な言動や差別的な取扱いを行なうことにより、相手に精神的苦痛を与えること。
3. この方針の対象は、正社員、準従業員、派遣従業員など当社において働いているすべての労働者です。相手の立場に立って、普段の言動を振り返り、ハラスメントのない、快適な職場を作っていきましょう。
4. 社員がハラスメントを行った場合、就業規則の制裁条項により厳正に対処します。
5. 相談窓口
職場におけるハラスメントに関する相談（苦情を含む）窓口担当者は次の者です。電話、メールでの相談も受け付けますので、一人で悩まずにご相談ください。
また、実際に生じている場合だけでなく、生じる可能性がある場合や放置すれば就業環境が悪化するおそれがある場合や上記2に当たるかどうか微妙な場合も含め、広く相談に対応し、事案に対処します。

相談窓口 : 事務管理部 総務G長, 人事G長
専用メール : hotline@sr-net.co.jp

相談には公平に、相談者だけでなく行為者についてもプライバシーを守って対応しますので安心してご相談ください。

6. 相談者はもちろん、事実関係の確認に協力した方に不利益な取扱いはいりません。
7. 相談を受けた場合には、事実関係を迅速かつ正確に確認し、事実が確認できた場合には、被害者に対する配慮のための措置および行為者に対する措置を講じます。また、再発防止策を講じるなど適切に対処します。
8. 育児・介護に関する制度や措置の利用について
当社には、妊娠・出産、育児や介護を行う労働者が利用できる様々な制度があります。どのような制度や措置が利用できるのかを、育児介護休業規程などにより確認しましょう。

制度や措置を利用する場合には、必要に応じて業務配分の見直しなどを行うことにより、上司や同僚にも何らかの影響を与えることがあります。制度や措置の利用をためらう必要はありませんが、円滑な制度の利用のためにも、早めに上司や事務管理部総務Gに相談してください。また気持ちよく制度を利用するためにも、利用者は日頃から業務に関わる方々とのコミュニケーションを図ることを大切にしましょう。

部門長は妊娠・出産、育児や介護を行う労働者が安心して制度を利用し、仕事との両立ができるようにするため、部内における業務配分の見直しなどを行ってください。対応に困ることがあれば、事務管理部総務Gに相談してください。

以 上